

東北地方太平洋沖地震対策・支援本部会議

日時：平成23年3月16日（水）
16時00分～

場所：県庁10階 防災センター

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 県原子力安全専門委員会による調査状況について
- (2) 被災者移住相談窓口の開設について
- (3) その他

平成23年3月16日
ふるさと営業課

東北地方太平洋沖地震による被災者移住相談窓口の開設について

東北地方太平洋沖地震により被災された方々を支援するため、本県への移住についての総合的な相談窓口を開設する。

1 名 称 被災者移住相談窓口

2 開設日時 平成23年3月17日（木）から当分の間
午前8時30分～午後8時（当面の間、土、日、祝日も開設）

3 業務内容

- （1）住宅（公営住宅、空き家、賃貸アパート）に関する情報の提供
- （2）保育園、学校等の受入れに関する相談
- （3）医療・福祉等に関する相談
- （4）市町との連絡調整
- （5）その他（就労等の相談）

4 開設場所 観光営業部ふるさと営業課内

電話番号：0776-20-0387、0286、0278

FAX番号：0776-22-1702

メールアドレス：furusatoeigyo@pref.fukui.lg.jp

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等が福井
県内の小中学校で就学する場合の支援・対応等について

3月11日に発生した巨大地震による被害は未曾有の広がりを見せており、被災された方々の救助と支援に国を挙げて取り組まなければならない。特に、被災児童生徒等の就学機会の確保は喫緊の課題である。

こうした被災児童生徒等が県内の小中学校で就学を希望する場合には県・市町、各教育委員会が連携して、下記により速やかにこれを受け入れるとともに、当該児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう配慮することとする。

1 被災した児童生徒等の小中学校への受入れについて

被災した児童生徒等が県内の小中学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れる。

2 教科書の取扱いについて

被災した児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に教科書を無償給与する。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて給与する。

3 公立幼稚園における入園料の取扱い等について

被災した園児を受け入れた公立幼稚園において、今回の地震により、園児の学費を負担している者が災害を受け、保育料、入園料等の納付が困難な者に対しては、市町における入園料等の免除および減額に関する制度を活用するなど配慮する。

4 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定および学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続によることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行う。

5 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒等を受け入れた学校においては、当該児童生徒等の各学年の課程の修了または卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等不利益が生じないように配慮する。

6 補充のための授業等について

被災した児童生徒等を受け入れた学校においては、当該児童生徒等が授業を十分受けることができなかったことによって、学習に遅れが生じている場合においては、補充のために必要な措置（放課後や休日対応等）を講じる。なお、県教育委員会はこれを支援する。

7 支援員の配置について

県教育委員会は、被災した児童生徒等を受け入れた学校へ必要に応じて一定期間、支援員（教員OB等）を配置する。

8 心のケアを含む健康相談等について

被災した児童生徒等を受け入れた学校には、県教育委員会がスクールカウンセラーを配置する。学校は、臨時健康診断の実施や心のケアを含む健康相談を行うなど、児童生徒等の心の健康問題に適切に対処する。

9 教員研修会について

県教育委員会は、被災した児童生徒等を受け入れた学校の教員を対象にスクールカウンセラー等が講師となり、研修会を実施する。

10 関係機関の密接な連携について

被災した児童生徒等の本県小中学校への受入れに当たって、課題が生じた際には、災害支援および当該児童生徒等の就学機会の確保の観点から、県・市町、各教育委員会が連携して積極的に対応する。

東北地方太平洋沖地震における被災地域の生徒が福井県内の
県立高等学校で就学する場合の支援・対応等について

3月11日に発生した巨大地震による被害は未曾有の広がりを見せており、被災された方々の救助と支援に国を挙げて取り組まなければならない。特に、被災生徒の就学機会の確保は喫緊の課題である。

こうした被災生徒が県内の県立高等学校で就学を希望する場合には、県教育委員会と各県立高等学校等が連携して、下記により速やかにこれを受け入れるとともに、当該生徒が安心して学校生活が送れるよう配慮することとする。

1 被災した生徒の県立高等学校への受入れについて

被災した生徒が県内の県立高等学校への受入れを希望してきた場合には、転入学生の受入れや入学者選抜において弾力的な対応を行うとともに、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。

2 受入れの手順

- ①被災地域からの生徒（および保護者等）が、高校教育課へ、転入学（新規入学）について相談する。

相談窓口：

高校教育課 TEL 0776-20-0549（転入学担当または入試担当）

- ②高校教育課は、生徒の進路希望、県内の居住予定地等を勘案し、転入学先（新規入学先）の県立高等学校を紹介する。

- ③生徒（および保護者等）が、転入学（新規入学）希望先の県立高等学校へ、転入学（新規入学）希望を申し出るとともに、県立高等学校から学校の説明を受ける。

- ④各県立高等学校において、転入学試験（新規入学試験）を作成し、実施する。

3 入学料の取扱いについて

入学料については、免除に関する制度等も踏まえて、配慮する。

4 就学援助等について

被災により奨学金を必要とする生徒に対して特段の配慮を行う。特に卒業年次の生徒については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知する。

5 課程の修了の認定等について

被災した生徒を受け入れた県立高等学校においては、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等不利益が生じないように配慮する。

6 補充のための授業等について

被災した生徒を受け入れた県立高等学校においては、当該生徒が授業を十分受けることができなかったことによって、学習に遅れが生じている場合においては、補充のために必要な措置（放課後や休日対応等）を講じる。

7 心のケアを含む健康相談等について

被災した生徒を受け入れた県立高等学校においては、臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、生徒の心の健康問題に適切に対処する。

8 関係機関の密接な連携

被災した生徒の県立高等学校への受入れに当たって、課題が生じた際には、災害支援および当該生徒の就学機会の確保の観点から、県教育委員会および各県立高等学校等が連携して積極的に対応する。